

個人情報保護法の いわゆる3年ごと見直しについて

令和8年3月11日

個人情報保護法：本人の同意に関する主な規律

- ✓ **個人情報取扱事業者は、次の取扱いを行う場合には、原則として、本人の同意を取得する必要がある。**
 - ・ 個人情報の目的外利用
 - ・ 要配慮個人情報の取得
 - ・ 個人データの第三者提供 等
- ✓ **他方で、次の場合には、本人の同意を取得する必要はない。**
 - ・ 法令に基づく場合
 - ・ 人の生命、身体等の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・ 提供先の第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき 等

○個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、**あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。**

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 **公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。**

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 **当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。**

2～6 （略）

- 令和2年改正個人情報保護法に設けられた「**いわゆる3年ごと見直し**」に関する規定（附則第10条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 情報通信技術の急速な進展や国際的動向等を踏まえ、**今般、個人情報保護法について**、本人関与に係る規律等の見直しと併せて規律遵守の実効性を確保するための規律を一体的に整備するなど、**全体としてバランスの取れた形での改正を行う**。

制度改革方針

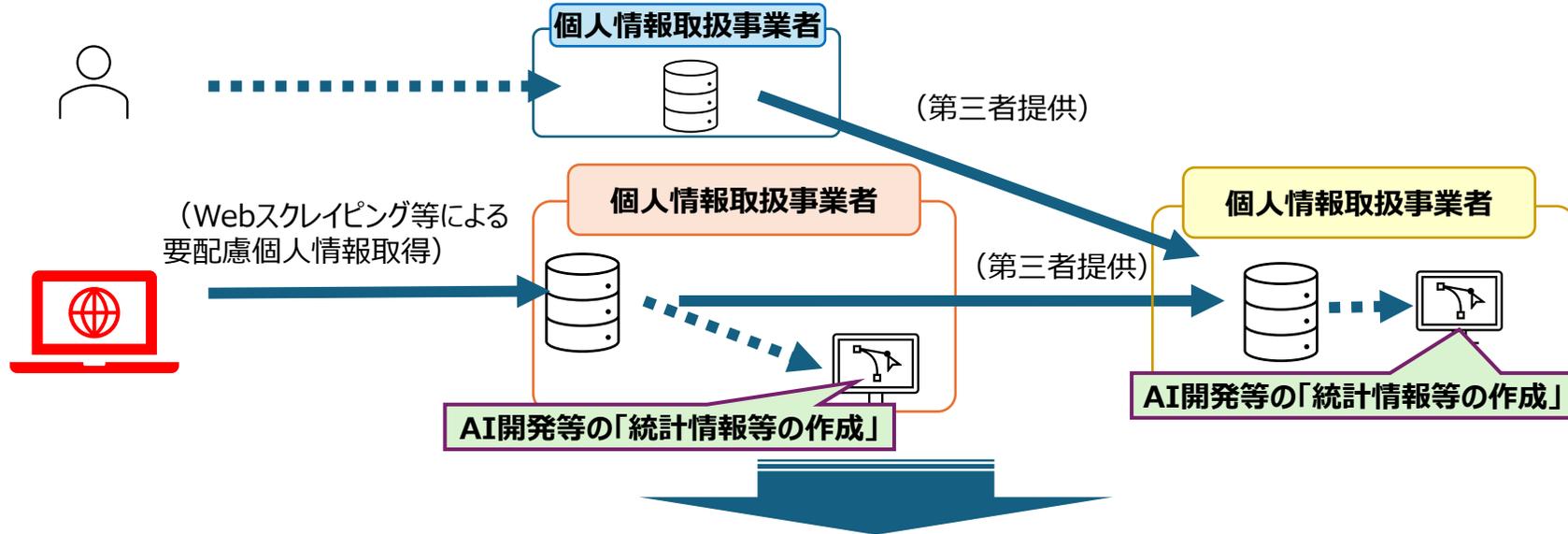
<p>第1 活用の推進 適正なデータ利</p>	<p>1 個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成（※）にのみ利用される場合は本人同意を不要とする。</p> <p>※ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。</p> <p>2 目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、 (1) 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を書しないことが明らかな取扱いである場合は本人同意を不要とする。 (2) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和する。 (3) 学術研究例外の対象である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示する。</p>
<p>第2 対応した規律 リスクに適切に</p>	<p>1 16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける。</p> <p>2 顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和するとともに、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する。</p> <p>3 データ処理等の委託を受けた事業者について、委託された個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行う。</p> <p>4 漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和する。</p>
<p>第3 用等防止 不適正利</p>	<p>1 個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報について、不適正利用及び不正取得を禁止する。</p> <p>2 本人の求めにより提供を停止すること等を条件に同意なく第三者提供を可能とする制度（オプトアウト制度）について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化する。</p>
<p>第4 確保のための規律 規律遵守の実効性</p>	<p>1 速やかに違反行為の是正を求めることができるよう命令の要件を見直し、さらに、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表等の本人の権利利益の保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令することも可能とする。</p> <p>2 違反行為を補助等する第三者に対して当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定を設ける。</p> <p>3 個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について加害目的の提供行為も処罰対象とするとともに法定刑を引き上げ、また、詐欺行為等により個人情報を不正に取得する行為に対する罰則を設ける。</p> <p>4 経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとする。</p>

※その他、漏えい等報告の合理化、本人の権利利益の保護の向上のための関係者の連携について検討。

統計作成等の特例

- 現行規定では、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者への提供（法第27条第1項）等については、例外規定に該当する場合を除き、本人の同意が必要。

- ✓ 統計情報等の作成のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっている。
- ✓ 特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ない。



統計情報等の作成^(*1)にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供^(*2)及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とする^(*3)。また、行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大する。

*1 統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む。

*2 当初に特定した利用目的(法第17条)の達成に必要な範囲を超える第三者提供を含む。また、当該提供により提供先が本人同意なく要配慮個人情報を取得することも可能とする。

*3 具体的な対象範囲や公表事項等は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

「統計情報等の作成」にのみ利用されることを担保するための規律

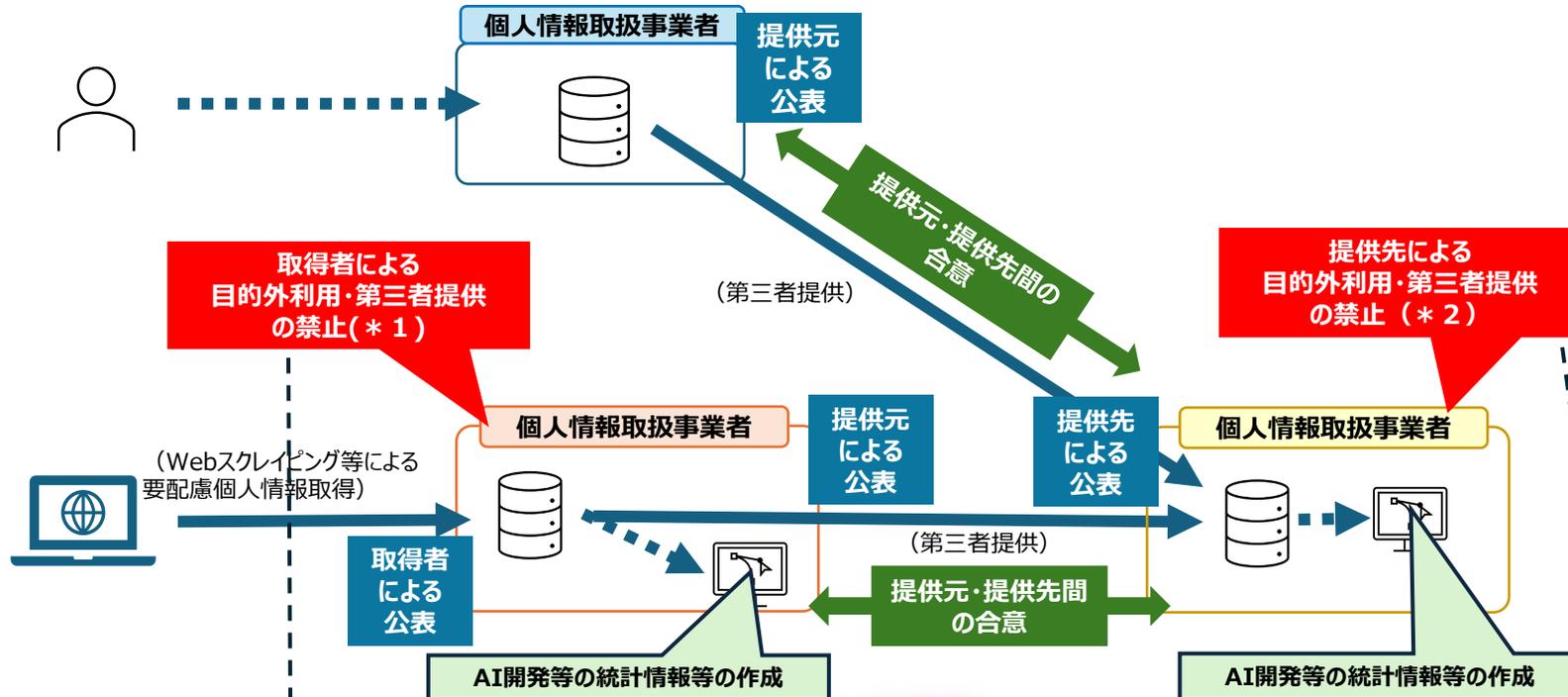
- 一定の事項の公表（氏名・名称（取得者〔要配慮個人情報取得〕/提供元・提供先〔第三者提供〕）、行おうとする「統計情報等の作成等」の内容等）
- 「統計情報等の作成」のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意〔第三者提供〕
- 取得者及び提供先は目的外の利用及び第三者提供が禁止される〔要配慮個人情報取得^(*4)、第三者提供〕等

*4 「取得者」が、本例外規定に基づき第三者提供をすることは可能。

(参考) 統計作成等の特例に関して課徴金の対象となり得る違反行為の例

「統計情報等の作成」にのみ利用されることを担保するために想定される規律

- 一定の事項の公表（氏名・名称（取得者〔要配慮個人情報取得〕/提供元・提供先〔第三者提供〕）、行おうとする「統計情報等の作成等」の内容等）
- 「統計情報等の作成」のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意〔第三者提供〕
- 取得者及び提供先は目的外の利用及び第三者提供が禁止される〔要配慮個人情報取得^(※4)、第三者提供〕等



(※1) 違反行為の例

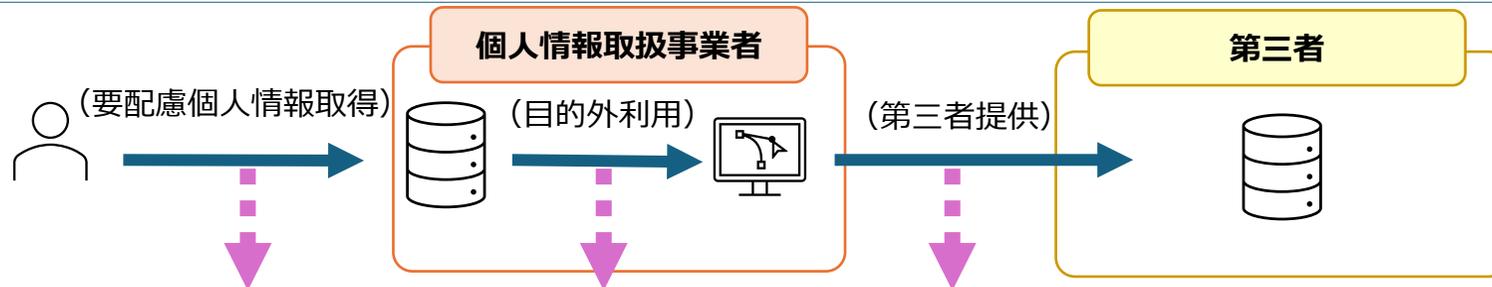
- 統計情報等の作成のみを目的として取得した要配慮個人情報を、
- ・統計化等せずにそのまま第三者に販売していた場合[※]
 - ・統計化等せずにそのまま顧客企業に対する広告配信サービスの提供のために用いて利益を得ていた場合
- [※]本特例に依拠して第三者提供する場合を除く。

(※2) 違反行為の例

- 統計情報等の作成を目的として提供を受けた個人データを、
- ・統計化等せずにそのまま第三者に販売していた場合
 - ・統計化等せずにそのまま顧客企業に対する広告配信サービスの提供のために用いて利益を得ていた場合

生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件

- 現行規定では、個人情報の当初の目的外の利用（法第18条第3項）、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者への提供（法第27条1項）については、原則、本人から同意を取得することが必要。
- 生命・身体・財産の保護のために必要がある場合（生命身体財産例外）、又は、公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合（公衆衛生等例外）には本人同意が不要となり得るが、いずれの場合も「**本人の同意を得ることが困難であるとき**」という要件を満たす必要がある。



【現行規定】

- ✓ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある（生命身体財産例外） 又は
- ✓ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある（公衆衛生等例外）



- ✓ 本人の同意を得ることが困難

- 事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減し、
- 個人情報のより適正かつ効果的な活用及びより実効的な個人の権利利益の侵害の防止につなげる。

「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「**その他本人の同意を得ないことについて相当の理由(*)があるとき**」についても、本人からの同意取得を不要とする。

* (公衆衛生の向上等のために特に必要である一方で、)本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置(氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等)が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等を想定。具体的な事例については、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することを想定。

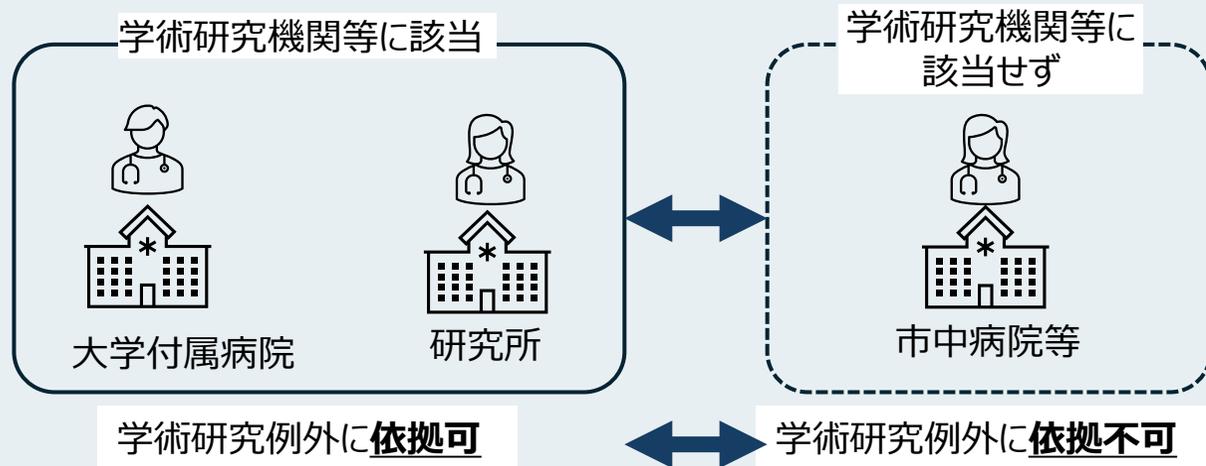
病院等による学術研究目的での個人情報の取扱い

- 現行規定では、個人情報の当初の目的外の利用（法第18条第3項）、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者への提供（法第27条1項）については、原則、本人から同意を取得することが必要。
- 学術研究を目的としてこれらの行為を行う場合には、本人同意が不要となり得るが（学術研究例外）、当該例外が適用される主体は、「学術研究機関等」(*1)のみであり、病院等は含まれていない。

*1 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。」(法第16条第8項)

- ✓ 医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠。
- ✓ 病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態。

医学・生命科学の研究



(参考)

- 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」: 国公立・私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」
- 「それらに属する者」: 国公立・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等（個人情報保護法ガイドライン(通則編)2-18)

「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体(*2)が含まれることを明示する。

*2 例えば、病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等（診療所等）が含まれることを想定。
具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することを想定。

規制改革実施計画（抜粋）

（令和7年6月13日 閣議決定）

II 実施事項

3. 投資大国

（1）健康・医療・介護

No. 2 医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備

a （略）

b 個人情報保護委員会は、個人情報保護法が、いわゆる「一般法」として、医療等データを含めた個人情報の適正な取扱いを通じ個人の権利利益の保護を図ってきたが、情報通信技術の進展、国際動向、利活用の実態等を踏まえて、同法を不断に見直す必要があることを踏まえ、**以下の事項を検討し、結論を得次第、速やかに同法の改正法案を国会に提出する。**

- ・ 同法における、**①統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人同意の在り方、②公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方、③病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方を含む、本人からの同意取得規制の在り方と必要なガバナンスの在り方。**

- ・ 同法の確実な遵守を担保するため、必要とされる事後的な規律を一体的に整備し、全体としてバランスの取れた法制度とすること。

c・d （略）

データ利活用制度の在り方に関する基本方針（抜粋）

（令和7年6月13日 閣議決定）

3. データ利活用のための環境整備及び当面の分野横断的な改革事項

（4）信頼性の高いデジタル空間の構築

④データ利活用の前提としての個人情報情報の適正な取扱いの確保

- データ利活用は、当該データに含まれる個人情報の適正な取扱いを確保することで、個人の権利利益の保護を図りつつ行う必要がある。個人情報については、我が国では、個人情報保護法が、いわゆる「一般法」として、その適正な取扱いを通じ、個人の権利利益の保護を図ってきたが、その在り方については、情報通信技術の急速な進展や国際的動向、高度化・複雑化し国境をまたぐことも多いデータ利活用の実態等に応じ、不断に見直す必要がある。
- 例えば、現行法では、個人情報取扱事業者のガバナンスと本人関与による自主的な規律が重視されているが、技術進展等により生まれる従来の想定にない新たな取扱いは、個人の権利利益に対する侵害となる場合だけでなく、それに必ずしも影響しない場合等があり得る。AI の活用が急速に社会全体に広がる現状を踏まえ、**AI開発を含めた統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場面などのように、個人の権利利益に対する直接の影響が想定されない取扱いと評価される場合については、そのリスクに応じ、同意にとられない本人関与の在り方と必要なガバナンスの在り方について具体的検討を進める。**
- あわせて、データ処理が高度化・複雑化することでその実態が本人からも見えにくくなること等を踏まえ、個人が安心してデータを提供できる制度とその運用に対する「信頼」が醸成されるよう、個人情報保護法の確実な遵守を担保するため、適切な事後的規律を上記見直しと一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、個人の信頼を確保するとともに実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での**個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。**
- 時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動向等について今後とも的確に把握していくため、個人情報保護委員会において、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、「個人情報保護政策に関する懇談会」を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行う。
- 各府省庁は、その所管分野において、社会的課題の解決や行政事務の効率化等の観点から、個人情報を含めた多様なデータの利活用に関する政策を企画立案・実施する際には、「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」（2022年5月25日個人情報保護委員会。以下「基本原則」という。）を引き続き踏まえるとともに、個人情報保護委員会においては、新たに作成した基本原則を解説したガイダンスも活用し、各府省庁に適切な助言を行うことにより、各府省庁との連携を強化する。

経済財政運営と改革の基本方針2025（抜粋）

（令和7年6月13日 閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

（2）DXの推進

（デジタル行財政改革）

急激な人口減少に対応するため、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービスの維持・強化と地域経済活性化を進め、社会変革を実現するため「デジタル行財政改革取りまとめ2025」に基づき取組を実行する。国民生活に密着し社会・経済的な重要性が高い分野（教育、子育て、医療、介護、モビリティ、インフラ、防災等）について、利用者起点で規制・制度の見直しやデジタル活用を進めるとともに、国・地方の共通基盤の整備を推進する。「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき取組を加速し、データとA Iの好循環を確立するとともに、横断的な法制度について官民データ活用推進基本法の抜本的改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す。これを下支えする**個人情報保護法の改正案についても、早期に結論を得て提出を目指す。**